

平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ



① **運転免許証等の再交付手数料が免除**されます。

② 対象者

住所が平成30年7月豪雨に際し、災害救助法が適用された地域内に在って、被災により運転免許証等を亡失、滅失した者とする。

③ 対象となるもの

(1) 運転免許証 (2) 仮運転免許証 (3) 運転経歴証明書

④ 手数料免除に係る手続きに必要なもの

(1) 「手数料免除申請書」(窓口を用意しています。)

(2) 「罹災証明書の写し」又は「運転免許証亡失・滅失てん末書」(窓口を用意しています。)

(3) 更新期間の延長措置の申し出をする場合「特定権利利益満了日延長措置申出書」(窓口を用意しています。)

※各再交付手続きについては、運転免許課へお問い合わせください。